

【騒音】に係る届出の種類一覧表

	届出を必要とする場合	届出時期	法令の条文	届出様式	添付書類	備考
1	特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始の30日以前	法対象施設 (騒音規制法第6条)	特定施設設置届出書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・付近の見取図 ・施設の配置図 ・db (デシベル) が基準内であることがわかる資料 (以下条例の場合のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・建物の配置図 ・建物の構造図 ・施設の構造図(カタログ等) ・作業工程表 	法対象工場については現在特定施設を設置していない工場に限る。 法の届出の際にもできるだけ施設のカatalog等参考資料を添付のこと。 ※条例対象施設のうち、既届出施設の更新及び2倍未満の増加については、届出不要(能力は同等以下に限る)。
			条例対象施設 (県条例第43条第1項)	特定施設等設置等届 (様式第8号)		
2	①.1の届出における地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合(法のみ) ②.1の届出における施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している場合(工事中のものを含む) 指定地域内であれば法の届出	指定地域となった日、または特定施設等となった日から30日以内	法対象施設 (騒音規制法第7条)	特定施設使用届出書 (様式第2号)	同上	②の場合、法対象工場ではその施設以外に特定施設を設置していないものに限る。
			条例対象施設 (県条例第43条第2項)	特定施設等設置等届 (様式第8号)		
3	1または2の届出を行った特定施設の種類の数、及び騒音防止の方法等を変更しようとする場合	変更に係る工事開始の30日前	法対象施設 (騒音規制法第8条)	特定施設の種類の数変更届出書 (様式第3号) 騒音の防止の方法変更届出書 (様式第4号)	同上	法対象施設は種類ごとの数が2倍未満の増加の場合届出不要。 騒音の防止の方法の変更により発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は届出不要。
			条例対象施設 (県条例第44条)	特定施設等変更届 (様式第9号)		
4	①.届出を行った者の氏名、及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地の変更があった場合 ②.特定施設を全て廃止した場合	変更または廃止した日から30日以内	法対象施設 (騒音規制法第10条)	①氏名等変更届出書 (様式第6号) ②特定施設使用全廃届出書 (様式第7号)	-	-
			条例対象施設 (県条例第47条第2項)	①氏名等変更届 (様式第5号) ②使用等廃止届 (様式第6号)		
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設を承継した場合	承継があった日から30日以内	法対象施設 (騒音規制法第11条)	承継届出書 (様式第8号)	-	-
			条例対象施設 (県条例第43条第4項) ※第42条参照	承継届 (様式第7号)		